

がっこう

ベイタウン遊びの楽校 定款

- 私たちは人工的な街「幕張ベイタウン地区」に住む子どもたちに「自然に接する機会」と「自然の中での遊び」を提供します。
- 私たちは「幕張ベイタウン地区」の「子ども」を中心とした自然体験活動を行います。
- 活動は、家族での参加を呼びかけ「大人」も巻き込んだ「地域ネットワーク」を構築します。
- 私たちは、身近な自然の素晴らしさを伝え、生命の尊さと環境問題について正しい認識を持つ子どもの育成に尽力します。
- 私たちは、子どもたちの遊び場や居場所の確保・提供に全力を尽くし「友達100人プロジェクト」と銘打って、子供同士のつながりを深め、イジメや引きこもり予備軍の撲滅に努めます。
- 私たちは、自然や人と接する機会を提供し続けることで「豊かな心」と「道徳心」のある子どもの育成に努力します。
- 私たちは、自然体験活動を通して「子ども同士」、「大人同士」あるいは「大人と子ども」のつながりを深め、強固な地域ネットワークを構築することで、子どもを巻き込む犯罪の抑止効果となるよう活動します。

【幕張ベイタウン地域の概要】

昨今、少子化が叫ばれる中、時代に逆行するように子ども人口の増え続けている街が「幕張ベイタウン」地区です。幕張新都心の住宅地区に位置する「幕張ベイタウン」は、1995年（平成7年）3月に第一期の1800人が入居以来、10年経った昨年（2005年（平成17年））には、2万人を突破。地域に二つある小学校はパンク状態と成り、今年4月に開校予定の三つ目の小学校の建設が急ピッチで進められています。全てのマンションに入居が完了すると世界一人口密度の高い街になると言われており、小学生はおよそ3000人に達する見込みです。

【自然体験学校設立の必要性】

- 1) 他地域に比べ子ども人口の多い「幕張ベイタウン地域」では、潜在的に自然体験活動への需要があるはず。加えて街は埋め立てられた土地であり、昔からの自然が皆無です。幕張ベイタウンでは、木登りしたり、虫を追い回したり、川遊びをしたり、木の実や草花で遊び道具をつくったり、という光景がまったく見られません。人工的に作られた公園の芝生の上でカードゲームやモバイルゲームをするといった光景が広がっています。つまり、幕張ベイタウン地域では、自然とどう向き合い、どう付き合えばよいか、まったく知らない、分からない子ども（親子）が大多数なのです。
- 2) こんななか学校の学習要綱では、理科の時間を削減するという自然離れに追い討ちをかけるようなカリキュラムが組まれています。自然に接する機会が無い。加えて学校でも教えない。となると、この子どもたちは、何か足りない偏った大人になってしまうのではないかと危惧してしまいます。
- 3) また、入居開始から10年しか経っていない新しい街であるため、昔ながらのご近所づき合いというものもありません。このため二軒先の家、上や下の階の家族の顔さえも見えず、誰が住んでいるのかも分からないまま生活を続けているということも少なくありません。

「グッドデザイン賞」を受賞したほど洗練された綺麗な街である反面、蓋を明けてみると上述のような問題がいくつもあるのが現状です。

【将来のあるべき姿～自然体験学校のディズニーランドを目指して】

地域に浸透することで学校では「きのう家族で『ディズニーランド』に行ったよ！」が、「きのう家族で『ベイタウン遊びの楽校』に行ったよ！！」と置き換わるよう、地域の期待に応え、安心して参加できる団体を目指します。

私たちは「子どもを中心とした活動」を持続的に行うことで、いま地域にある問題を解決していくことに力を注ぎます。

- 1) まずは、子どもたちがいつでも立ち寄れる居場所を作ることで、子ども同士のコミュニケーションを図ります。そして地域で100人の友達を作るお手伝いをします。
- 2) 次に、実施する企画やアクティビティーは、子どもの自主性・主体性を尊重した内容にします。知識の押し付けにはしません。その道の第一線のフロを講師として招き、子どもたちの埋もれていた興味を掻き立てる内容にします。
- 3) また、常に季節を意識したつくりにします。日本特有の四季（梅雨を入れて五季ともいいます）を肌で感じることで、四季それぞれの動植物に触れ、自然の面白さを知り、命の大切さを学ぶことでしょう。自然を理解出来れば興味も沸くため、なぜだろうという意識を常に持つようになり、自分で答えを見出す能力が培われるはずで、大きな視野を持ち地球規模で環境問題について「考え」「行動できる」人材の育成が私たちの夢でもあります。
- 4) 自然に開眼した子どもが、次の世代の子どものリーダーとなり「子ども社会」を確立していくことも狙いの一つです。大人を介さない子どもだけの世界も時には必要です。
- 5) そして、もう一つの狙いは、大人同士のコミュニケーションの場所作りです。家族での参加を呼びかけることで、「大人同士」のネットワークが広がる上、「大人と子ども」のネットワークも構築されていくでしょう。大人は、街の子どもたちへの興味も沸き、これまで以上に子どもたちが視野に入ることでしょう。このことが不審者への付け入る隙を少なくするはずで、また小学校の下校時などは、有志により周辺のパトロールを実施することで、誘拐などの犯罪への抑止効果を目指します。

「ベイタウン遊びの楽校」から巣立った子どもが、やがて大人になり、そして各地に散らばり、その土地で自然体験活動のリーダーとして力を発揮してくれることが私たちの夢でもあります。

2006年1月20日
ベイタウン遊びの楽校
代表 依田 司

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この団体は、「ベイタウン遊びの楽校」と称する。
ローマ字表記は「Baytown Asobino Gakkou」とする。
略称は、ローマ字の頭文字をとって「BAG」とする。読み方は「バック」とする。

(事務所)

- 第2条 この団体は、主たる事務所を千葉県千葉市美浜区打瀬2-22 ミラリオ5-1009に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この団体は、幕張ベイタウン地域の住民を対象に自然体験活動、観察会、講習会などによる環境教育を行うことにより、地球規模で環境問題について「考え」「行動できる」人材の育成を目標とする。また子どもの遊び場・居場所を提供することで「イジメ」や「引きこもり」予備軍の撲滅に努める。かつこれらの目的を維持継続するために「ベイタウン遊びの楽校」で学んだ子どもが、次世代の子どもへの指導者となるような育成システムの構築を目標とする。さらに、大人も巻き込んだ地域ネットワークの構築により、子どもを狙った犯罪の抑止効果を目指す。

(活動の種類)

- 第4条 この団体は、前条の目的を達成するため以下の活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

- 第5条 この団体は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 環境教育事業

1. 森林や都市型森林公園等での自然観察会
2. 野外体験活動
3. ネイチャークラフト作り
4. 自然環境教育・保護に関する講習会、セミナー等開催事業
5. ガイド事業（自然観察、野外活動等の案内）
6. 野外活動時には、同時にゴミ拾いを実施し、環境保全につとめる

(2) 森林や里山の保全活動事業

1. 下刈り、間伐などの林業体験
2. 特用林産物などの生産体験
- (3) 指導者育成事業
 1. 当楽校卒業生（体験者）が、新参加者たちのリーダーとなる（次世代リーダーの育成）
- (4) 子どもを狙った犯罪抑止の事業
 1. 地域ネットワークを駆使した、下校時のパトロールの実施
- (5) その他目的を達成するのに必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、正会員（スタッフ）のみとする。

（1）正会員（スタッフ）： この団体の目的に賛同し入会した個人、家族。
（入会）

第7条 正会員（スタッフ）の入会について、特に条件は定めない。

（入会金及び会費）

第8条 入会金及び会費の納入は考えない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員（スタッフ）が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- （1）退会の申し出があったとき
- （2）本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき
- （3）会員各位の過半数が相応しくないと判断したとき

（退会）

第10条 会員は、代表に対して退会の意思を告げることで退会することができる。

（除名）

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至った時は、話し合いの下これを除名することができる。

- （1）この定款に違反した場合
- （2）この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合

（拠出金品等の不返還）

第12条 既納の拠出金品がある時は、基本的に返還しない。

第4章 役員

（種別及び定数）

第13条 この団体に次の役員を置く。

- （1）代表 1人
- （2）副代表 1人以上 5人以内
- （3）監事 1人以上 2人以内

（選任等）

第14条 副代表及び監事は、総会において選任する。

2 副代表、監事は、会員（スタッフ）の互選とする。

（職務）

第15条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けた時は、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 役員は役員会を構成し、この定款の定め及び役員会の議決に基づきこの団体の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- （1）会員の業務執行の状況を監査すること
- （2）この団体の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 会員の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、会員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 副代表又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 この法人の役員で報酬を受ける者はいない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、代表が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、会員(スタッフ)をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 監事の解任

(4) 会員の除名

(5) 合併

(6) 解散

(7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、代表または代表の指名を受けた役員が行う。

(定足数)

第27条 総会は会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における決議事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前2条、及び次条第1項、及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数、出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、または押印しなければならない。

第6章 役員会

(構成)

第31条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第32条 役員会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更

(2) 入会金及び会費の額(将来的に必要な場合)

(3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営

(5) 総会に付議すべき事項

(6) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
(開催)

第33条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき

(2) 役員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき
(招集)

第34条 役員会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった場合は、その日から20日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 役員会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第36条 役員会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各役員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した役員は、前条及び次条第1項の適用については、役員会に出席したものとみなす。

4 役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、または押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費(当面は予定なし)

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

- (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入
- (資産の区分)

第40条 この団体の資産は、活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この団体の資産は、代表又は、会員の互選に基づき選任された財務を担当する会員が管理し、その方法は、役員会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この団体の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この団体の会計は、活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し役員会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合、代表は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じた時は、役員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、役員会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この団体が定款を変更しようとする時は、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第52条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する時は、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この団体が解散(合併又は破産による解散を除く。)した時に残余する財産は、臨時総会の場などで、その処置を決めるものとする。

(合併)

第54条 この団体が、合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この団体の公告は、以下の方法で行う。

- (1) 幕張ベイタウン地域の三つの小学校でチラシを配布する。
- (2) 公民館、及び各マンションの掲示板に張り出す。
- (3) ホームページやメーリングリストを活用する。
- (4) 地域タウン誌へ掲載する。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。

2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	依田 司
副代表	萬實靖雄
同	藤田浩二
同	椎名明子
幹事	栗原 潔

3 この団体の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から総会までとする。

4 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この団体の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年

3月31日までとする。